無効とされない選挙区の間における投票価値の較差の程度を最も重要なメルクマールとすべきと思われるが，この規律は，いまだ熟しているということはできない。」と述べ，特定の選挙区の選挙のみを無効とすることは控えることとした。

平成26年11月26日大法廷判決は参議院議員通常選挙についてのものであるが，議員一人当たりの選挙人数が少ない選挙区からその少ない順位に従って選挙を無効とする選挙区を選定すべきであることは，衆議院議員小選挙区選挙についても同様に当てはまる。前回平成24年12月16日施行の衆議院議員選挙については，私は，区割規定を違憲とし，いわゆる事情判決の法理を適用して違法を宣言するにとどめたが，今回の衆議院議員総選挙は，従来の選挙区割りを基本的に維持して行われたものであり，その全てについて違法の宣言にとどめることはできない。

裁判所が選挙を無効とする選挙区をどれだけ選定すべきかの規律は，従来３段階の判断枠組みの第一段階である選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態（違憲状態）に至っているか否かの判断基準とは性質が異なる。選挙区割りが違憲状態か否かの判断基準は，区割規定（定数配分規定）が「全体として違憲の瑕疵を帯びる」（昭和51年４月14日大法廷判決，同60年７月17日大法廷判決）か否かについてのものであり，その区割基準が投票価値の平等に反するものか否かが重要であり，一律に較差の一定数値によって定めることは，それに達しない不平等を無条件に是認することとなり，不適切である。これに対し，ここで問題となる無効とする選挙区の選定の規律は，違憲判断の及ぶ範囲を一定程度制限するという司法権に委ねられた権能の行使についてのものである。

具体的にどの範囲で選挙を無効とするかは，個々の選挙によって異なることは当然であるが，本件においては，本件選挙区割りによる295選挙区の選挙人数の違いが後述のとおりであることを考慮すると，衆議院としての機能が不全となる事態を回避することと投票価値平等の侵害の回復のバランスの観点から，投票価値の較差が２倍を超えるか否かによって決するのが相当である。

今回の選挙の結果によると，295の選挙区のうち最も選挙人数の少ないのは宮城県第５区（選挙当日で23万1081人），最も選挙人数の多いのは東京都第１区（選挙当日で49万2025人）であり，その比率は１対2.129である。選挙人数が東京都第１区の選挙人数の２分の１を下回る選挙区は，宮城県第５区以外に11あり，少ない順に挙げると福島県第４区，鳥取県第１区，鳥取県第２区，長崎県第３区，長崎県第４区，鹿児島県第５区，三重県第４区，青森県第３区，長野県第４区，栃木県第３区，香川県第３区である。

したがって，この12の選挙区については選挙無効とされるべきであり，その余の選挙区の選挙については，違法を宣言するにとどめ無効とはしないこととすべきである。この12選挙区について選挙が無効とされると，その選挙区から選挙人が選出し得る議員はゼロとなるが，これは，選挙を無効とする以上やむを得ないことであり，較差を是正する法改正による選挙が行われることにより回復されるべきものである。

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官　寺田　逸郎
裁判官　櫻井　龍子
裁判官　千葉　勝美
裁判官　岡部喜代子
裁判官　大谷　剛彦
裁判官　大橋　正春
裁判官　山浦　善樹
裁判官　小貫　芳信
裁判官　鬼丸かおる
裁判官　木内　道祥
裁判官　山﨑　敏充
裁判官　池上　政幸
裁判官　大谷　直人
裁判官　小池　　裕

当　事　者　目　録

上告人　金尾　哲也
上告人　中田　　大
上告人　石井誠一郎
上告人　岩西　廣典

上記上告人ら（金尾哲也を除く）訴訟代理人弁護士
金尾　哲也

上記上告人ら（岩西廣典を除く）訴訟代理人弁護士
岩西　廣典

上記上告人ら（中田大を除く）訴訟代理人弁護士
中田　　大

上記上告人ら（石井誠一郎を除く）訴訟代理人弁護士
石井誠一郎

広島市中区基町10番52号
被　上　告　人　広島県選挙管理委員会
同代表者委員長　橋本　宗利
同指定代理人　定塚　　誠
清野　正彦
伊藤　清隆
大原　哲治
佐藤　晶子
田口　達大
樫野　一穂
新居　隆志
岩田　一美
來山　　哲
末平　顕雄
山縣　　透
柳原　正男

判決

上告人鶴本圭子ほか119人，被上告人東京都選挙管理委員会ほか14人間の選挙無効請求事件について，平成27年11月25日大法廷において次のような判決があった。（最高裁判所）

平成２７年（行ツ）第２１４号，第２８０号

判　　決

当事者の表示　別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成26年（行ケ）第23号選挙無効請求事件について同裁判所が平成27年３月19日に，高松高等裁判所平成26年（行ケ）第１号選挙無効請求事件について同裁判所が同月25日に，それぞれ言い渡した各判決に対し，上告人らから上告があった。よって，当裁判所は，次のとおり判決する。

主　　文

本件各上告を棄却する。

各上告費用は各上告人の負担とする。

理　　由

上告代理人升永英俊ほか（平成27年（行ツ）第280号については上告人兼上告代理人立野省一を含む。）の各上告理由について

１　本件は，平成26年12月14日施行の衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）について，別紙選挙区目録記載の各選挙区（東京都第１区ほか119選挙区）の選挙人である上告人らが，衆議院小選挙区選出議員の選挙（以下「小選挙区選挙」という。）の選挙区割りに関する公職選挙法の規定は憲法に違反し無効であるから，これに基づき施行された本件選挙の上記各選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

２　原審の適法に確定した事実関係等の概要は，次のとおりである。

⑴　昭和25年に制定された公職選挙法は，衆議院議員の選挙制度につき，中選挙区単記投票制を採用していたが，平成６年１月に公職選挙法の一部を改正する法律（平成６年法律第２号）が成立し，その後，平成６年法律第10号及び同第104号によりその一部が改正され，これらにより，衆議院議員の選挙制度は，従来の中選挙区単記投票制から小選挙区比例代表並立制に改められた（以下，上記改正後の当該選挙制度を「本件選挙制度」という。）。

本件選挙施行当時の本件選挙制度によれば，衆議院議員の定数は475人とされ，そのうち295人が小選挙区選出議員，180人が比例代表選出議員とされ（公職選挙法４条１項），小選挙区選挙については，全国に295の選挙区を設け，各選挙区において１人の議員を選出するものとされ（同法13条１項，別表第１。以下，後記の改正の前後を通じてこれらの規定を併せて「区割規定」という。），比例代表選出議員の選挙（以下「比例代表選挙」という。）については，全国に11の選挙区を設け，各選挙区において所定数の議員を選出するものとされている（同法13条２項，別表第２）。総選挙においては，小選挙区選挙と比例代表選挙とを同時に行い，投票は小選挙区選挙及び比例代表選挙ごとに１人１票とされている（同法31条，36条）。

⑵　平成６年１月に上記の公職選挙法の一部を改正する法律と同時に成立した衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下，後記の改正の前後を通じて「区画審設置法」という。）によれば，衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区画審」という。）は，衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し，調査審議し，必要があると認めるときは，その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとされている（同法２条）。平成24年法律第95号による改正前の区画審設置法３条（以下「旧区画審設置法３条」という。）は，上記の選挙区の区割りの基準（以下，後記の改正の前後を通じて「区割基準」という。）につき，①１項において，上記の改定案を作成するに当たっては，各選挙区の人